

平成 14 年 11 月 5 日付  
経済産業省 製造産業局宛て 書簡

化成品工業協会  
専務理事 松岡 恒雄

WTO においては、昨年 11 月の第 4 回閣僚会議（ドーハ）において次期新ラウンド交渉の開始が合意され、その後、具体的交渉が進められていると承っております。その一環としての化学品の関税問題につきましては、

- ① わが国の関税率が WTO 全加盟国間で最低の水準にあること、及び、
- ② わが国化学品の競争力が低下していること

などに鑑み、国際的な公平の原則から、慎重にご配慮頂きたく、下記の通りご要望申し上げます。宜しくご高配下さるようお願い申し上げます。

なお、平成 11 年 8 月－10 月にご提案申し上げました内容など参考資料を添付いたしますので、併せてご参照下さい。

#### 記

1. 化学品の関税撤廃（ゼロ化）は、次期尚早と考えるが、WTO 全加盟国の参加が実現した場合には、これを尊重する。
2. 2005 年以降の関税撤廃（ゼロ化）に当たっては、引下げの実効を挙げつつ、加盟国間の公平に配慮したステージングの具体案が必要である。  
具体案の一つとして、「現行 CTHA 締約国について、2005 年から 3 年間に各年同一の割合の低減により 4.5%へ低減し、続く、2 年間に同一割合の低減により関税を撤廃（ゼロ化）する」を提言する。
3. 「WTO 全加盟国の参加」に代わるいわゆる「CRITICAL MASS OF COUNTRIES」については、敢えてその適用に反対しないが、中国、韓国、台湾、インドなど化学産業の成長著しい諸国を含め、できる限り多数の加盟国とするなど慎重に対応すべきである。
4. 上記を除き、わが国関税の前倒し引き下げは、一切行うべきではない。
5. 低率関税（いわゆる NUISANCE TARIFF）の撤廃（ゼロ化）には応じられない。
6. 次期新ラウンド交渉に関連して、わが国が認める特惠関税について、特惠関税制度本来の趣旨に立戻り、さらなる適用除外など抜本的な見直しを行うべきである。

- 添付資料
1. 平成 11 年 10 月 12 日付要望（略）
  2. 弊協会提案の内容を図示したもの  
（平成 11 年 8 月 31 日付 「化成協提案の位置づけ」）

以 上

# 化成協提案の位置づけ

